

中村プール跡地一時貸付けの概要

中村プール跡地（以下「市有地」という。）の一時貸付けを希望される方は、下記の内容を御確認ください。

記

1 貸付けできる用途（例）

- ・ 公共工事のための資材置場
- ・ 地域住民が参加できるイベント用地

…等

2 貸付けできない用途

- (1) 実施する事業の目的又は意図が明確でないと認められるもの
- (2) 悪臭、汚染、騒音等により、周辺環境や地域住民の生活環境を損なうおそれのあるもの
- (3) 青少年等に悪影響を及ぼすと認められるもの
- (4) 市の品位を損なうおそれがあると認められるもの
- (5) 第三者への転貸を目的としたもの
- (6) 市有地に容易に除去できない建物又は構造物を設置するもの
- (7) その他、市が適当でないと認めるもの

3 貸付期間

1年以内（1日単位で貸付け。市と協議の上、最長2年間まで更新できます。）

4 提出書類

- (1) 普通財産貸付申請書（案内図及び平面図を添付）
- (2) 法人又は団体（法人格を有しない者は代表者）の国税及び地方税の納税証明書（直近1年分のもの）
- (3) 事業提案書
- (4) 宣誓書
- (5) 貸付料の特例に関する調書（普通財産の無償貸付または減額貸付を受ける場合）
- (6) その他（詳しくは「中村プール跡地貸付申請時に必要な書類一覧」を御覧ください。）

5 貸付料

貸付料は、下記のとおり算定します。

算定式：

$$\begin{aligned} & (\text{当該年度の固定資産税相当額} + \text{都市計画税相当額}) \times 2.7 \\ & \div (\text{市有地総面積 } 819.00 \text{ m}^2) \times (\text{貸付面積}) (1,000 \text{ 円未満端数切捨て}) \\ & \times (\text{貸付日数} / 365) (1,000 \text{ 円未満端数切捨て}) \end{aligned}$$

※ 令和7年度の貸付料の目安は、1日1m²当たり約6円です。

※ 一か月未満の貸付の場合、消費税が加算されます。

6 原状回復

貸付契約満了時には原状回復し、原状回復報告書を提出してください。

7 注意事項

- (1) 市有地内に容易に撤去できない建物又は構造物は設置できません。
- (2) 市有地は住宅地内のため、近隣の迷惑となること（騒音・振動・悪臭の発生、深夜の市有地出入り等）を行わないよう御留意ください。市有地内及び周辺道路での車両走行は徐行を心掛け、土ぼこりの発生等を防いでください。
- (3) 市が公用のために市有地を使うことがあります。その際は市の指示に従ってください。
- (4) 市有地からの退出時は、出入口の施錠を確実に行ってください。
- (5) 市有地付近の公道上で、交通の妨げとなること（路上駐車及び長時間の停車等）をしないでください。交通渋滞を発生させるような催し物等を行わないでください。
- (6) 電気、ガス及び上下水道は備わっておりませんので、あらかじめ御了承ください。